

特定小売商業施設の新設届出における県の意見を述べる際の視点

1 商業まちづくり推進条例における関係規定

(1) 県の意見等（第14条第1項）

知事は、前条第四項（関係市町村及び住民等の意見）の公告【未施行】の日の翌日から起算して三月以内【未定】かつ第九条第一項又は第十条第二項の届出（新設届出）のあった日【R7.11.25(火)】の翌日から起算して七月以内【R8.6.25(木)】に、前条（13条）第一項の規定により聴取した意見（関係市町村の意見）及び同条（13条）第二項の規定により述べられた意見（住民等の意見）に配意し、**同条（13条）第三項第一号から第五号までに掲げる事項（以下1～5）を勘案**して、新設届出者等に対し、当該公告に係る新設届出書の内容について、**商業まちづくりの推進の見地**から、意見を有する場合には当該意見を述べるものとし、意見を有しない場合にはその旨を通知するものとする。

(2) 県の意見を述べる際の視点（第13条第3項第1号～5号）

- 1 新設届出書の内容と商業まちづくり基本方針及び県の土地利用関係計画との適合
- 2 新設届出書の内容と立地市町村の商業まちづくり基本構想及び土地利用関係計画（当該市町村が商業まちづくり基本構想を定めていない場合にあっては、土地利用関係計画）との適合
- 3 特定小売商業施設の新設が隣接市町村又は周辺市町村の商業まちづくり基本構想及び土地利用関係計画（当該隣接市町村又は周辺市町村が商業まちづくり基本構想を定めていない場合にあっては、土地利用関係計画）の実現に与える著しい影響の有無及びその内容
- 4 特定小売商業施設の新設の予定地の周辺の交通機関の状況及び当該特定小売商業施設へ到達するための交通手段の状況
- 5 特定小売商業施設の新設に伴って予測される新たな社会資本の整備等の内容

（参考）商業まちづくり基本方針との適合

ア 立地を誘導する市町村の要件

（以下の要件を全て満たす市町村へ立地を誘導）

- 要件① 県の都市計画区域マスタープランにおいて、商業系土地利用の配置方針が明記されていること。
- 要件② 中心市街地活性化基本計画の認定を受けていること、商業まちづくり基本方針との整合性が確保された商業まちづくり基本構想を定めていること、又は立地適正化計画を策定していること。
- 要件③ 都市計画法に規定する用途地域のうち商業地域又は近隣商業地域があること。
- 要件④ 国勢調査の人口集中地区(DID)があること。ただし、生活圏内に人口集中地区(DID)がない場合は、当該生活圏内において人口が最も多い市町村であること。
- 要件⑤ 周辺の市町村からのアクセスが良好な鉄道や乗合バスの結節点（複数路線が乗り入れる鉄道駅、又は乗合バスが周辺の停留所に概ね1日30回以上乗り入れている鉄道駅）があること。

イ 立地を誘導する地域の要件

- 要件① 基本構想の策定状況と特定小売商業施設を誘導する地域としての位置づけ。
- 要件② 商業地域、近隣商業地域、準工業地域のいずれかに該当。